

野田市行政手続条例の一部を改正する条例案 に対する意見募集の結果について

パブリック・コメント手続によって寄せられた意見と市の考え方は、次のとおりです。

1 政策等の題名

野田市行政手続条例の一部を改正する条例案

2 意見の募集期間

平成27年1月6日（火）から平成27年2月4日（木）まで

3 意見の募集結果

①提出者数・意見数	1人	9件
②提出方法	直接持参	0人 0件
	郵送	0人 0件
	FAX	0人 0件
	Eメール	1人 9件
③政策等に反映した意見		0件

4 意見の概要と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
1	第35条及び第35条の2 「思料するとき」という法律用語は適切でないのでは。 「考えられるとき」と平易にすべきではないか。	行政手続条例は、行政手続法第46条の規定に基づき、同法の対象とならない市が行う処分、行政指導等の手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るためのものです。法律において「思料する」という表現を用いており、行政手続条例も同じ表現を用いることが適切であると考えています。よって、素案の修正は行いません。	修正無し
2	(行政指導の中止等の求め) 第35条第3項 公正かつ透明性を高くすることが必要であると考え。 「認めないとき」の規定がなく、「認めないとき」は、「その理由を申出た者に書面で通知しなければならない」との規定が必要であると考え。	行政手続法では、申出人に対する通知義務を課してはいませんが、行政指導の相手方の権利利益の保護等に資する観点から、申出を受けた対応の結果について申出人に通知するよう努めることとされています。行政手続条例に規定はしませんが、同様の取扱いをすることとします。よって、素案の修正は行いません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
3	(処分等の求め) 第35条の2第3項 「認めないとき」の規定がなく、 「認めないとき」は「その理由を 申出た者に書面で通知しなければ ならない。」との規定が必要で あると考える。	行政手続法における処分等の 求めにおいては、当該処分又は行 政指導の相手方となるべき者の 正当な利益が損なわれる場合や 事務処理の著しい負担が生じる 場合等を除き申出を受けた対応 の結果について、申出人に通知す るよう努めることとされていま す。行政手続条例に規定はしま せんが、同様の取扱いをすること とします。よって、素案の修正は 行いません。	修正無し
4	(行政指導の中止等の求め) 第35条第3項 「認めたとき」は「その理由と 措置の内容の公表を行う」との規 定が必要であると考え。	行政手続法においては、行政指 導の内容や相手方が受けた不利 益の内容等に応じて必要な措置 を講ずる必要があるとされてお り、公表することも必要な措置 に含まれると考えます。よって、 素案の修正は行いません。	修正無し
5	(処分等の求め) 第35条の2第3項 「認めたとき」は「その理由と措 置の内容の公表を行う。」との規 定が必要であると考え。	行政手続法においては、公表に より行政指導を受けることにな る相手方が社会的信用の低下等 の不利益を受ける場合があり、公 表の規定は設けておりません。行 政手続条例においても同様に取り 扱うことが適切であると考え ています。よって、素案の修正は 行いません。	修正無し
6	(行政指導の中止等の求め) 第35条第3項 「認めないとき」は「その理由 の公表を行う。」との規定が必要 であると考え。	当該規定に該当しないときは、 法律又は条例に規定する要件に 適合している行政指導であり、引 き続き行政指導が有効とされる ことから、公表する必要はないと 考えます。よって、素案の修正 は行いません。	修正無し
7	(処分等の求め) 第35条の2第3項 「認めないとき」は「その理由 の公表を行う。」との規定が必要 であると考え。	当該規定に該当しないときは、 法律又は条例に規定する要件に 適合していることから、公表する 必要はないと考えます。よって、 素案の修正は行いません。	修正無し

No.	意見の概要	市の考え方	案の修正
8	(行政指導の中止等の求め) 第35条第3項 申出について努力目標としての標準処理時間の規定が必要と考える。	行政手続法において、「中止等の求め」の申出は、同法第2条第3号の申請ではなく、申出を受けた行政機関の対応については「申請」に対する処分には該当しないこととされており、標準処理期間の設定はされていません。行政手続条例においても同様に取り扱うことが適切であると考えています。なお、申出に対しては、遅滞なく必要な調査を行い、適切な措置を講じてまいります。よって、素案の修正は行いません。	修正無し
9	(処分等の求め) 第35条の2第3項 申出について努力目標としての標準処理時間の規定が必要と考える。	行政手続法において、「処分等の求め」の申出は、同法第2条第3号の申請ではなく、申出を受けた行政機関の対応については「申請」に対する処分には該当しないこととされており、標準処理期間の設定はされていません。行政手続条例においても同様に取り扱うことが適切であると考えています。なお、申出に対しては、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、求められた処分又は行政指導をしてまいります。よって、素案の修正は行いません。	修正無し